

公共労速報 No.227

2016年1月18日

公立学校共済組合職員労働組合

TEL03-3872-6175

給与改定団交

関中のみ賃金カットの前回提案変わらず この内容では協定できない!

昨年12月の秋闘団交の際、理事者から給与改定についての提案がありました。提案内容は、1. 平成27年度の給与改定、2. 平成27年12月期期末・勤勉手当の支給割合の改定、3. 平成28年度の給与改定についての3つです。人事院勧告通りのプラス改定提案ですが、関東中央病院についてだけはプラス部分の改定をしないなどの不当な提案であったため、その場では協定をせず、1月15日にこの問題だけで緊急に本部団交を行いました。

給与改定提案の問題点 まとめ

関中以外		関中
27年4月に遡及	平成27年度の給料表の改定	遡及なし (28年1月から実施)
差額支給あり	期末・勤勉手当の支給割合のプラス改定 (差額支給)	差額支給なし
プラス改定	地域手当の支給割合	据え置き

納得できない理事者からの説明

はじめに理事者から関東中央病院の経営状況について「平成20年度から赤字が続いている、本部から資金を貸付けてきたが返済がない、経営改善の取り組みを始め12月期は少し改善されたが依然として厳しい」などと説明。「これを乗り越えるための今回の提案」であると、前回から提案は変えず、別途「関中職員の取扱いは引き続き協議する」旨の確認書を交わすという案を提示してきました。

働いている職員に非はない!

公共労としてはたとえ確認書があっても賃金カット提案の丸のみはできません。団交終了後、関中支部含め各支部の参加者と協議をした結果、理事者側に以下の提案をし、今回の団交を終了しました。

- ① 今回の経営悪化の責任について、関中職員に非はないことを明言すること。
- ② 今回の措置は経営赤字が理由ではなく資金繰りの問題であり、非常事態であるということ明言すること。
- ③ 提案事項の関中に関わる3つの不利益の項目のうちいくつかを取り下げること。
- ④ 本部の指導責任の観点から、関中職員に今回のことを謝罪すること。
- ⑤ 確認書において、「平成28年度6月期一時金交渉までを目途に協議すること」と追記すること。